令和３年度　第２回大阪府建設事業評価審議会都市整備部会議事概要

日　　時　令和３年11月２日（火）

場　　所　大阪府立男女共同参画・青少年センター4階大会議室３

出席委員　北詰部会長・北野委員・小谷委員・前田委員・横松委員・横山委員（６名）

議　　題　（１）府民意見等の募集結果について

　　　　　（２）都市計画道路大阪住道線街路事業の追加説明

　　　　　（３）審議対象事業について

　　　　　（４）その他

【議事概要】（◆部会長、事務局等の説明等、〇委員の発言、⇒部局等の応答）

1. 府民意見等の募集結果について

◆［事務局］

　　資料１に基づき説明。

◆［部会長］

　　通常通りの募集期間を設け、情報提供を行ったうえで０件だったということで良いか。

◆［事務局］

　　その通りである。

◆［部会長］

　　承知。

1. 都市計画道路大阪住道線街路事業の追加説明

◆［都市整備部　道路整備課］

　　資料２「追加説明資料①」に基づき説明。

◆［部会長］

　　本説明に対するご意見ご質問に加え、費用便益分析マニュアルに基づいた分析方法に対する方法論のご意見も併せて募ることとし、審議を進めたい。ご質問等はないか。

○委員：4ページの交通事故による社会的損失の算定式のうち、走行台数には二輪車も含まれているか。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　普通自動車換算となるので、一般的には大型車と普通車のみでカウントする。歩行者や自転車はカウントされない。

○委員：走行経費減少便益についても、電気自動車への転換によってアップデートされていくのだろう。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　委員の仰る通り、走行経費減少便益については、タイヤの損耗やガソリンの費用などを踏まえ絶えず更新されているため、マニュアルにある定数も時代に応じて変わっていくものだという認識である。

◆［部会長］

　　走行台数が増えれば事故件数が上がるという説明は納得できる。そのため交通事故減少便益がマイナスではなくプラスでなければおかしいという指摘はできない。ただ、本事業については歩道の整備や交差点の設計により歩車の分離が徹底されているため、実態としては安全なのではないかという懸念があり、各委員も納得できない部分であると思う。

○委員：様々なデータを積み上げて突き詰めた分析をすることは大事だが、そこに時間をかけすぎることも問題。将来の人口減少も見据え、合理的・効率的な仕組みを作っていただければと思う。

○委員：マニュアルに従った分析の結果、交通事故減少便益がマイナスになった場合の一般的な対応としてはどのようなものが考えられるか。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　マイナスになったということだけで全て事故につながるわけではないが、そのケースによって対応していくことになる。マイナスが出るということは安全面についてしっかりチェックせよというサジェスチョンでもあると思う。本事業についても交通量が増えることになるので、安全対策について随時チェックを行っていきたい。

○委員：完全に網羅された理想形のマニュアル作成が困難である以上、マニュアルベースでの分析にも限界があると思う。マイナス便益が出た場合は、安全面などを検証したうえで対策がとれていることが確認できればそれで評価するという仕組みを作っていくなど、今後どのようにマニュアルに向き合っていくか、検証していく必要があるのではないか。

◆［部会長］

　　諸福西交差点について、整備後の対応案として、横断歩道の青時間短縮について異論はないが、歩行者の横断時間の確保とのトレードオフの中で検討していただきたい。

　　審議したなかで、今の時点では事業を継続することについて異論がないということで取りまとめさせていただく。

1. 審議対象事業について

**一般府道長尾八幡線（都市計画道路内里高野道線）道路改良事業**

◆［都市整備部道路整備課］

　　資料３「追加説明資料②」に基づき説明。

◆［部会長］

　　本件についても、事業そのものについての議論に加え、方法論に関する議論を併せて行いたい。ご質問等はないか。

○委員： 用地費の増額理由として内部の機材や資材用エレベーター等の補償を挙げられているが、各事業者は市へ保有する償却資産の報告を行っている。計画時の算定の際に市へ問い合わせれば機材の金額もわかるのではないか。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　市と連携することも多いため、委員の仰るアプローチは他事業で取り組みたい。

○委員：本事業については、NEXCOや京都府、枚方市と連携して事業の進め方の調整をされたり、残土についても細かく注意を払って進められており、今後のモデル的事業になるのではないかと感じた。

○委員：用地及び補償費の増額の原因として、評価調書には家具団地について想定していなかった旨記載があるが、どのような想定をしていたのか。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　建物内部の機材や資材用エレベーターなどの高価な機材については想定していなかった。

○委員：家具団地が範囲に入っていることは想定していたが、建物内の高価な機材については想定していなかったということか。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　その通りである。

○委員：評価調書には「境界確定後に新たに大型物件が対象となるなど」との記載があるが、境界がわからなかったために対象外となっていたのか。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　物理的に建物に境界がかからないものの、駐車場に境界がかかったため、企業形態を考慮すると営業機能が損なわれることから移転せざるを得ないという評価をしたケースもあり、物理的でない評価の範疇で大型商業物件の補償額の増加原因となっている。

○委員：事前の算定から大きく事業費が変わると説明を求められることになるので、算定精度の調整についても検討の必要があるのではないか。

○委員：図面でなければならないという決まりがないなら、地図ソフトを活用するなど、臨機応変な対応ができれば良いと思う。

◆［部会長］

　　国土幹線へのアクセス向上による沿線開発や土地利用の変化に伴う需要増などは、定性的な評価として盛り込めるのか。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　高槻や茨木では、インターチェンジへのアクセス向上により物流施設が立地するといった事例もある。本事業でもそのようなことが起こりうるという客観的な意見は盛り込めると思う。

◆［部会長］

　　車谷川のBOXカルバート工事の必要性については、どの段階で判明したのか。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　詳細設計時に地質調査で地耐力が弱いことが判明し、当初想定していた構造では対応できなくなった。

◆［部会長］

　　BOXカルバート工事をしないという選択肢はなかったのか。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　新たな用地買収の必要が生じることに加え、国道1号線の線形が悪くなってしまう。

◆［部会長］

　　承知した。事業継続の判断をする前に、方法論について改善方法がないかというところも併せて議論したい。先ほども委員より償却資産の確認方法について改善提案があったが、このような事業費の大幅な増額のケースが続くと、部会としても問題視せざるを得ない。他の委員からも改善提案があればお願いしたい。

　　論点は二つある。一つは簡易調査の精度について。簡易調査を事前に詳細に行えば精度は上がっていくが、そもそも簡易調査という位置づけのものを詳細に行うのは本末転倒。手間をかけないことと精度を上げることのトレードオフのバランスを確認したい。

　　二つ目は財政当局への予算取りのエビデンスの信頼性について。例えば、過去に家具団地で費用が2倍になったケースがあるので、次回家具団地が対象となった際に2倍の予算を申請したとして、財政当局は納得するのか。この二つを考えなければ改善提案にはならないのではないかと思う。

　　例えば、大阪オリジナルの算出モデルとして、用途地域別の掛率係数を作っていく方法論の議論ができると思う。土地利用の傾向によって用地費が何倍になるというデータの蓄積がルールとして確立すれば、簡易調査のまま精度向上につながり、府民や財政当局も納得できるエビデンスになり得るのではないか。

○委員：先ほども申し上げたが、地図ソフトのデータ精度が日々向上しているので、都市計画図による調査から、より効率的な手法への移行についてもチャレンジしていただければと思う。

○委員：現状の簡易調査では、地域特性や用途地域によって見積りを変えるということは行っているのか。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　用途地域ではなく建物種別によって単価を設定しているのが一般的。

○委員：過去のデータから係数を作っていくアプローチもあれば、建物種別の単価設定を細分化することによっても対応可能かもしれない。

○委員：内部の機材や資材用エレベーターの補償額の評価について、評価方法を明記しておく必要はないか。取得価額で評価しているのか、減価償却後の残存価額なのか、あるいは移転先で買いなおした際にかかる金額なのか。評価方法によってかなり補償額が変わると思われるが。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　資産の経過年数を調査したうえで、残存価額で評価している。

○委員：事業者の自己申告ではなく、客観的に計算しているか。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　一般的には聞き取り調査の上で評価している。根拠資料等も入手する。

◆［部会長］

　　様々なご質問ご議論があったが、事業継続そのものに対する反対意見がなかったことから、今の時点では事業を継続することについて異論がないということで取りまとめさせていただく。

（４）その他

◆（第３回審議会について）

　日　　時：令和３年12月16日（木）10:00から12:00まで

審議内容：① 意見具申（案）について

以上